

# 国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (医学部の新設に関する検討について) (議事概要)

---

(開催要領)

日時 平成 26 年 1 月 21 日 (火) 10:00～10:35

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

北澤 潤 厚生労働省医政局医事課長

平子 哲夫 文部科学省高等教育局医学教育課企画官 ほか

<事務局>

---

(議事概要)

○藤原参事官 今日からは早朝から、また急なお申し込みにもかかわらず「医学部の新設に関する検討について」ということで厚労省、文科省の方々においでいただきました。ありがとうございました。

これは10月18日の日本経済再生本部決定をいたしました規制改革項目ということで、おそくとも特区法の4月の本格施行には、10月18日に掲げられた項目全てを実施したいと考えてございます。

では、よろしく願いいたします。

○八田座長 藤原参事官も申し上げましたけれども、お忙しいところを、本当にどうもありがとうございました。

前回の議論では、基本的に、やたらに数多くの医学部が出来たら困るということについては私どもも了解している。しかし、時期については4月施行は当然と考えていると申し上げました。前回、また昨日開かれた競争力会議でも、とにかく4月にきちんと始めようという意見は相次ぎました。そういう調整を踏まえて、その後の御検討の御様子をお話したいかと思います。

どうぞ。

○文部科学省 それでは、文部科学省のほうから御説明を申し上げたいと思います。

○藤原参事官 公開が前提でよろしいですか。

○文部科学省 資料は大丈夫です。

○藤原参事官 では、お願いします。

○文部科学省 年末からそれほど時間はたっていないという状況でございますので大きく進んでいるというものではないのですけれども、私どもの立場と申しますか、理解といたしましては、年末にも申し上げたことと重なる部分はあるのですけれども、この10月18日の検討について私どもとしては急いで進めているという状況ではございます。

ただ、私どもだけで検討が進められるものとそうでないものとございますので、そういった中で前回申し上げました点、まず1点目としては、国際医療拠点の目的、その趣旨との関係での整理。2点目といたしましては、社会保障制度改革との整合性、そして全国的な影響などということで大きく3点について、こういったこととの関係の整理が必要という状況で申し上げた次第でございます。

その後の検討として、状況としては政府全体で、特に厚生労働省のほうで医療制度改革の検討がより進んでいると理解はしておりますけれども、まだ全体的なところが検討できることではないかと考えております。ただ、前回申し上げたいいくつかの具体的な検討事項について、私どもとしても個別に詰め切っているわけではございませんけれども、検討を進めている状況でございます。

簡単でございますが、とりあえず以上です。

○八田座長 続いて、どうぞ。

○厚生労働省 厚生労働省としては、文科省からお話があったとおりでございますが、12月からまだ時間もたっていないものですから、その分で厚生労働省として独自に検討していることはございませんが、社会保障制度改革でいえば税と社会保障の一体改革の関係で、両方とも法律改正等については現在準備を進めているという段階でございます。

以上です。

○八田座長 それでは、原委員からコメントはありますか。

○原委員 これは前回の議論のときも検討の期限はいつにされるのでしょうかというところが問題になっていたかと理解しているのですけれども、それはどんな感じでございますでしょうか。

○文部科学省 この点については現在動いている状況というのが、私ども以外のところの期限がまだ見えている状況ではございませんので、私どもとしてははっきりと申し上げられる段階ではないかと思っております。

○原委員 前回は議論のあった法律の施行時期である4月に間に合わせようとする、もうそろそろ具体的な数の問題であるとか、そういう議論に入らないといけないのだろうと認識していますけれども、そういうスケジュールでは動いていないということですか。

○文部科学省 そのスケジュールで動いている、動いていないということで申しますと、そういった場合に環境が整えば、当然私どもとしても検討を並行して進めていくという議論は中でさせていただいているところなのですけれども、前回の議論にございましたように、複数の場合と、1校、2校の話と少し状況は変わってくるということも含めて、私どもと

しては中で議論はしているという状況でございます。

○八田座長 では、仮に1校、2校ならば可能性としては非常に高いということですね。

○文部科学省 分けて違うというのは、複数の場合ということと、1校、2校の場合ということについて、影響の大きさというのは確かに違うと思います。ただ、医学部新設においては、1校であったから影響が特にないというものではございません。例えば東北地方の医学部新設の議論がこことは別のところでなされておりますけれども、1校であっても全国的な影響あるいは地域医療への影響というものが非常に大きいという点が大きく議論されてございます。1校、2校の場合であっても慎重な検討も含めてやる必要があるだろうと思っております。

○八田座長 しかし、この間それについては議論済みだと思います。要するに、10月18日に特区で新設するということが政府決定したわけですね。その後で東北でできるということが決まりました。最初に決まった政府決定はそのまま生きていますから、東北での新設によって、特区の内容に関して新しい条件が出現したとは言えないと思います。1校、2校はつくることまでひっくり返したら、特区で医学部を新設するというものの意味が全くなってしまうと思います。何のために議論したのか。

○文部科学省 それはこちらの10月18日の決定の文章を見ていただけたらと思うのですが、私どもとしては、医学部新設については、高齢化社会に対応した社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案しつつ、国家戦略特区の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携の上、検討する。それ以上でもそれ以下でもなく、私どもとしては真摯に対応しておりますし、検討を進めているという状況でございます。

○八田座長 1校もできなくなる可能性が出たということですか。

○文部科学省 出たとか出ないとかではなくて、検討をさせていただいております。

○八田座長 検討するということはつukらないかもしれないということですか。

○文部科学省 どちらとも何とも言えないです。

○八田座長 要するに検討の結果、特区の中では医学部をつukらないかもしれない、そういうことですね。

○文部科学省 どちらとも、私どもとしては何とも言えようがなく、検討させていただきたいということでございます。

○八田座長 そういう可能性があるということですね。これはもう全くうちとしては飲めません。当局がそういうふうに政府決定と異なるお考えだということをいろいろと言って行かざるを得ない。

○文部科学省 何度も繰り返しになりますけれども、私どもとしては、関係省庁と連携の上検討させていただくということを繰り返し述べさせていただくしかないので、3月の期限に向けても検討を進めている状況でございます。その点は何とぞ御理解いただければと思います。

○八田座長 その期限に向けてやる可能性もあると今おっしゃった。できない、全くやら

ないかもしれないということですね。

○文部科学省 私どもだけで検討できる中身ということだけではございませんし、また、関係者の方々も多くございますので、やはり大きく社会保障制度改革の動向ということについては政府の中でも大きな政策課題となっていると承知しております。したがって、そういったこととの整合性を図っていくことは非常に重要なことだと考えてございますので、そういったこととも勘案し、また、全国的な影響ということについても、やはり大きな課題がある点もございますので、そういった点は丁寧に議論を詰めていきたいと思っております。

○八田座長 もし特区でつくることが10月18日に政府決定していたのに、次の後でできた決定でもって前に決まったことができなくなる可能性があるというのなら、少なくともその段階で懸念を強く表明して、もうこれで特区はできませんと国民および政治決断をする人に対して言うべきだったではないですか。それを言われなかった以上、特区がちゃんと遂行できる影響の範囲だと当然お考えになったのだと私どもは思っていたのです。

○文部科学省 その点について前回の会議で年末でも議論させていただいたところだと思うのですが、向こうができたからこちらができないということと、それが直接的な影響があるという議論ではなかったかと思っております。あちらは復興ということで東北地方の復興を目的として御参考までに御説明をし、そして、特区は特区として検討させていただいているという旨をお答えさせていただいたと思っております。

○八田座長 東北での新設が全国には影響を与えないのか与えるのか、そのところはどうも文部省さんの御答弁ではっきりしないと思っております。厚生労働省さんは1校、2校は必ずやるということはよろしいわけですね。

○厚生労働省 この検討については、文科省のほうでお答えしたとおりで、文科省と一緒に検討しているというところがございます。

○八田座長 3月の末までにそれを決めるということですね。

○厚生労働省 そういった経緯があるということも念頭に、我々としては文科省と一緒に検討するということです。

○原委員 3月の社会保障制度改革の議論が最終的に終わるのを待ちましょうといったら当然間に合わないのだと思うのですが、どういう条件が満たされると4月の施行、3月末までに間に合うのですか。一応こういう経緯があったことを踏まえて御検討されているということなので、どうなったら間に合ってどうだったら間に合わないのかということは当然頭に置いて検討されているのだらうと思うのです。

○文部科学省 その点については、確かに3月までというのは非常にタイトなスケジュールで、厳しい状況だと認識はしておりますけれども、やはり今医療提供体制あるいは医療制度そのものが大きく変わろうとしているような検討は進められていると理解しておりますので、やはりそういったところの行く末というところ、少なくとも大きな方向性が決定されていくということは重要な点ではないかと思っております。

○原委員 それは最初から10月18日に決定をした時点から、そういう大きな議論がなされ

ているということは理解された上でやっていたのだと思うのです。10月18日になぜ閣議決定の中にわざわざ医学部の新設についてという項目を入れたかということをお考えいただければと思うのです。要するに、ゆっくり検討すればいい項目というのを全部入れているわけではないのです。当たり前ですけれども、ゆっくり検討したらいい項目などは100か200かあって、その中で、当然ながら、この4月までの施行ということを考えて検討方針を並べた中に入れているわけですから、これは4月までの施行だと理解しているのです。なので、4月までに施行されない可能性がありますと前回言われたときに私は大変びっくりしたのです。もし、現時点でもそういう御説明が続いているということであれば、どういう状態になったら4月を越えてしまうのかということについて具体的に明確に示していただかないと、我々も当然大臣やいろいろな関係者に御報告する必要があると思っていますけれども、どういう御説明をされているのかということを一々説明し切れなないので、要するに、何だかわからないけれども、時間がかかりますと言っているという報告をしてよろしいですか。

○文部科学省 まず、10月18日の時点にでも、紙のほうにこういった検討をするということを書かせていただいたということは、私どもとしてもしっかり対応してまいりたいということは先ほどから申し上げているとおりでございます。ただ、同時に、社会保障制度改革あるいは全国的な影響を勘案しつつといった点についても、大きな課題があるということは並行して重要な課題として考えさせていただいているところですので、いつの時点でどういう条件がそろえばということの詳細については、正直、まだ医療制度改革あるいは社会保障制度改革の全体像が議論されつつあると、大分まとまりつつあるという状況ではあると思っておりますけれども、まだ法律なども含めて議論が煮詰まっていないという状況であると思っておりますので、そういったことを踏まえれば、もう少しお時間をいただく必要があるのかなと思っております。

○八田座長 社会保障政策全体を考えて、あまりに過大な数の医学部を新設するというのはまずいのでそこで何らかの制約をお考えになるということというのはあり得るだろうと思うし、今そういう条件を出していただければ、それは私どもとしても当然検討しようと思っております。

ところが、10月18日の政府決定以後は、1つか2つもできないというのは、私どもは考えたこともありません。つくるかつくらないかも全部の検討に委ねるというのではなくて、まず1つか2つは始めるが、そこから後で時間をかけてどのくらいまで膨らみますかということを検討なさる、それならわかると思います。

○文部科学省 まず1点目としては、やはり国際医療拠点の整理については、医学部新設の意義とあり方を含めて検討する必要があると思っております、特区の目標との関係を整理した場合に、細かい点にはなるのですけれども、現在、新設を抑制しているものについては、医師養成課程として卒業者に医師国家試験受験資格が与えられる学部段階の課程の設置というものでございます。

こういったものに対して、仮の話としては、例えば新たにできる学士課程としての医学部にどのような役割が求められ、具体的には既存の医学部とどのように異なる教育等が求められるかなど勘案し、検討する必要があると思っております。こういった点について、やはり議論を考えていくことが重要だと思います。

あとはもう一点として、特区の性質として、1つ限定なのか限定でないのかという議論は先ほど来、八田座長さんのほうからいただいておりますけれども、1つできた場合に多分全国的な波及を含めて追加提案など、一旦仕組み上はどんどんできるということも可能な制度設計になっているのではないかと思いますけれども、そういった点についてもおそらく整理をしていく必要があるかと思っております。

○八田座長 1つは、まず数をやたらに増やすのは困るということはある程度了解しておりますので、それについての数をとにかく無制限に増やしていくというようなことは、あまり今の段階で考えていません。それは当然厚労省、文科省の御意見を反映した形でやりたいと思っております。けれども、少なくとも今の特区で全くやらないで4月にスタートするということは避けたいと思っております。教育内容についてですが、これも理解しますが、そうすると、これは文科省と厚労省の間で何か検討を今初めてらっしゃるわけですか。

○文部科学省 具体的はその課程であるとか、教育の内容につきましては、文科省のほうでまずは一時的に議論を詰めていかないといけない中身だと思いますけれども、そういったところの整理を私どもとしては中で議論をしているという状況でございます。

○八田座長 ここについては検討の期限はどうなるのでしょうか。

○文部科学省 ここについてはという、ここだけの議論をしているわけではございませんし、個別の。

○八田座長 でも、広げていくとわけがわからなくなりますから、少なくとも今のことにしぼった検討をされるべきでは。

○文部科学省 全体の状況の中で相互に関連する事項でございますので、個別にここだけというものではない、それは検討の話。

○八田座長 今の御議論では、追加提案が無制限だったら困る。教育内容については、特区の目的にふさわしいものに、カリキュラムを検討したい、少なくともそういう条件を検討したいということだったので、追加提案が無限にあつたら困るというのはよくわかっている。教育内容の部分については、少なくともほかにもお考えになることはあるかもしれないけれども、期限はいつにしよう。とにかく、4月を超えてしまったらまずいわけですから、大体いつごろまでに御検討になるのでしょうかということですか。

○文部科学省 教育内容だけを切り離してするというものというのはなかなか難しいと思います。と申しますのは、先ほど来申し上げていますように、国際医療拠点が医師養成課程なりとして検討されているということであれば、やはり全体的な医師需給のこととか影響しますので、社会保障制度改革の話と全国的な影響などという、これまでのさらに一歩前の前提のこととの影響ということをお勘案せずに検討するというのはなかなか難しいと思

います。

○八田座長 カリキュラムが検討できないというのですか。

○文部科学省 カリキュラムを検討する際にも、そういったことへの影響というのは大きいと思います。

○八田座長 理解できません。こういう状況を私どもは大臣やほかのところにも御報告しますけれども、少なくとも先ほどから私どもが申し上げているように、この特区でやる事が決まっている項目のどれかを空で4月にスタートするということはどうしても避けたい。こういう特区ができるということのある意味では政府が国民に約束しているわけです。皆さんも期待しています。それは遂行したいと思っています。したがって、そういうような形でさらに御検討いただきたいと思います。

どうぞ。

○藤原参事官 事務的に補足だけさせていただきますけれども、4月の特区法の本格施行に向けて、法律の附則3条にもその趣旨が明確に書いてございますが、こういった告示・通達のたぐいも含めて、きちんと制度改正をしていくことが必要です。実行計画が本日閣議決定される予定ですが、その中にも政省令等についても明確に書かせていただいております。御承知のとおり、3月に総理が地区、地域を指定すると明確におっしゃっていますので、少なくとも来月ぐらいから、地区指定についての議論を特区諮問会議なりワーキンググループで先行してやっていかなければいけない。

そのときに規制改革項目が法律で手当てされているものとか、その他の政省令事項もみんなそこは初期メニューという前提で区域の議論をしていただかなければいけないです。

○文部科学省 区域の指定自体が実際どこになるのか、どういう形で行われるのか。こういうことは多分今御議論されているのだと。

○藤原参事官 これから御議論で、このメニューはどう考えたらいいのでしょうか。

○文部科学省 私どもとしても、やはり今の時点でどうこうということまでは正直申し上げる段階にはない状況ではありますけれども、検討を急いでいるという状況までを本日申し上げている段階です。

○藤原参事官 作業をするに当たっても、その点が非常に重要になると思いますので、早急にその点だけは御回答いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○文部科学省 確認をさせていただければと思います。区域の議論をするときに、この医学部の新設ということをやめるのかやらないのかということも考えないと特区の指定ができない、あるいは現場の検討ができないということと同様に、これは卵と鶏のお話になってしまうのかもしれませんが、全国津々浦々に医学部をつくるのではなく、特定の地域で、かつ、ほかのその他の医療関係の特例とかビジネス関係の特例とか、あわせて医学部のものを入れるというのがおそらく戦略特区の趣旨なのだろうということで考えますと、提案のときにいくつかの自治体からは手が挙がっているとは思いますが、おそらく、それは全部対象になるわけではないでしょうし、それ以外に対象になってくるものもあり

得るということになりますと、逆に、私どものほうで検討を進めるに当たりまして、どういう地域を前提に、そして医学部をつくれるか、つくらないのかだけではなくて、その他の医療関係の特例のどういうものと組み合わせていくことをその地域で考えるのかというところも、すみません、卵と鶏の話で恐縮ですけれども、それは伺いながら検討させていただく必要があるのだろうと思っています。

○原委員 その話はもう済んでいまして、鶏と卵、どちらを先にするのかという、2つやり方がもちろんあるのです。場所を決めてから特例措置をどうするのかを決める、あるいは先に特例措置を決めてから場所を決める。この国家戦略特区については、もう特例措置を先に決めると明確に決めたのです。なので、臨時国会でも既に法案で、この医学部の新設についてはたまたま法律事項でなかったのが法律に入っていないですけれども、ほかの法改正事項は場所が決まっていないのに全部決めたのです。だから、もうその話は終わっています。

○文部科学省 すみません、私のお尋ねが適切ではなかったかもしれません。どこの地域になるかによって、そもそもこの特例をやるかやらないかがそこで決まりますという話ではなく、我々はあくまで10月18日の時点で、どこでやるかが決まる前に、まず少なくとも国家戦略特区の趣旨を踏まえて検討しますということが決まっているという前提で申し上げております。

ただ、ではどういう条件でどういう内容のものをとといいますと、国立大学を私どもがつくるという話でない限りにおいては、必ず相手のある話でございます。東北地方の話で参考で挙げさせていただきましたのも、ここは決して誤解のないように申し上げさせていただきたいと思いますが、東北で既にやりましたので特区はやらないことを決めましたとかということは決してございませんで、御参考までに東北地方ではこういう御議論がありまして、それについてはこういう実際の要望がある中でこういう条件を提示しているというところを話させていただいたところです。これも総理からの検討指示がある前からずっと地元からの要望がありましたので、いろんな議論があったものを蓄積したところではございます。

一方で、今回の特区のほうも、この地域でこういう話でということになれば、ではこういう点が懸念される、それをどうすればクリアできるかという前に進んだ御議論もあるのかと思いますので、決して地域がどこになるかがわからないと、やるかやらないかを含め全く検討できないということではなく、あくまで10月18日付の方針に従って我々は検討させていただくという点は変わっておりませんで、そこだけ補足させていただければと思います。

○藤原参事官 ほかの法律事項などと扱いは一緒だということでございますので、その点だけ御理解いただければと思います。

○八田座長 全ての特区で、もし5つあるとしたら、そこで全部やるかというようなことは考えていないので、そこら辺はいろいろと御相談できると思います。全体的な社会保

障の体系との関係ということだったら、基本的には数のことが問題になると思いますから、そのことについては、私どもとしてはある程度特区選定の基準としてのときに考慮に入れさせていただけると思います。

だけれども、原委員が言われたように、まず改革の具体案があって、次にそれを実行できる特区を選ぶというのが今回の特区の特色です。どこか特区を選んでから後で根本的な規則をつくるということではありません。

それでは、本当に朝早くからありがとうございました。またよろしく申し上げます。